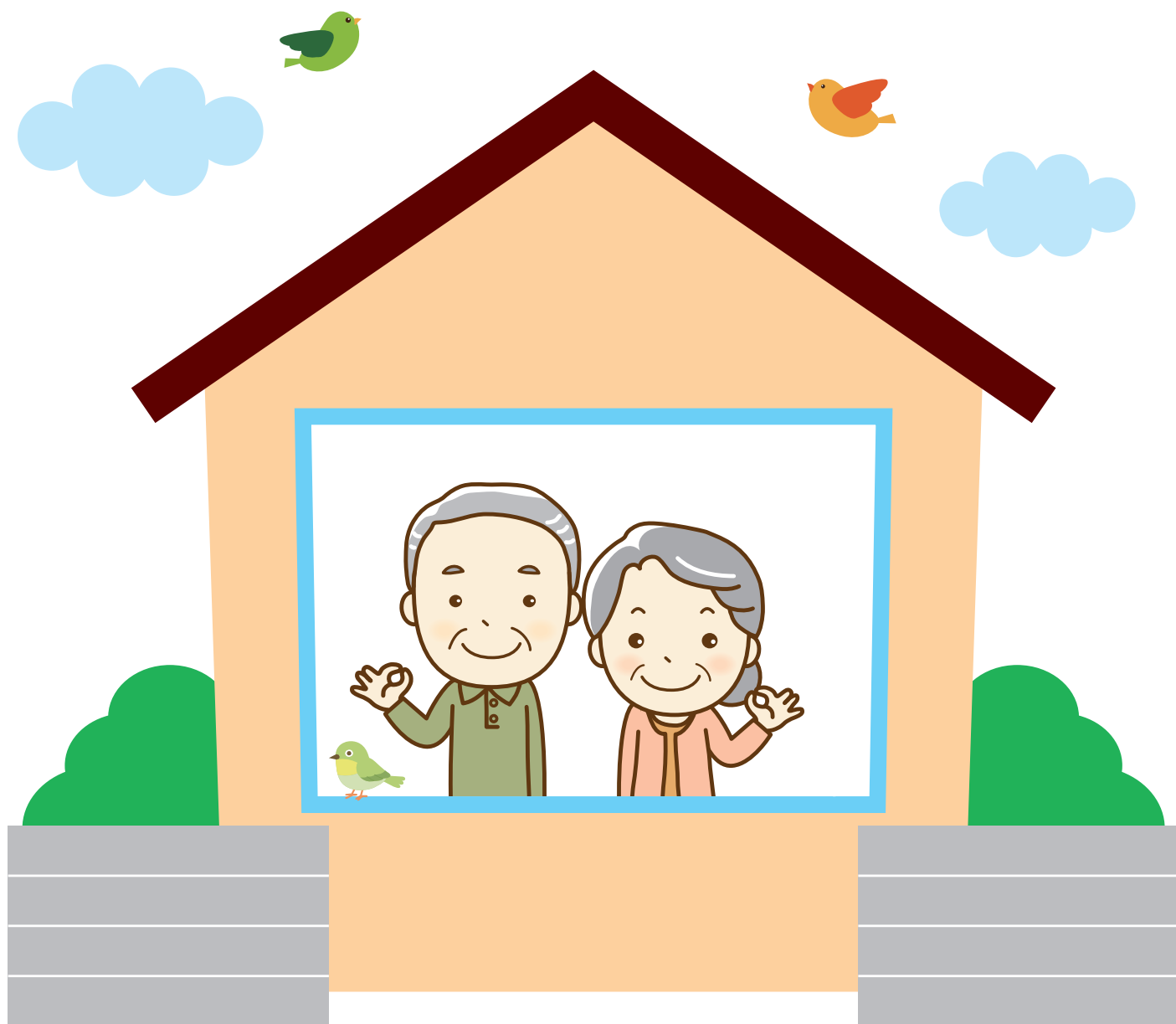


高齢期の住まいガイド



住み慣れた地域や自らが望む場で
安心して暮らすために



Colors, Future!

川崎市

はじめに

本市の高齢者人口は、年々増加を続け、令和3年10月1日時点で32.7万人となり、市の人口の約5人に1人が高齢者となっています。

今後、令和7(2025)年度には、高齢者人口は34万人を超え、高齢化率は21.9%に達する見込みで、本市においても「超高齢社会」が到来します。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和3年度から5年度までの3年間の計画である「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～かわさきいきいき長寿プラン」を策定しました。その中では、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざす「地域包括ケアシステム」の構築を進め、高齢者の多様な居住環境の実現に向けた施策の方向性を示しています。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、高齢者の居住ニーズや地域特性に応じた住宅の供給促進や、「住まい」や「住まい方」の選択・決定を支援するための情報発信を行うほか、在宅生活が困難な方のため、特別養護老人ホームをはじめとした施設系サービスや、認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスの整備に取り組むこととしております。

このガイドブックは、高齢者の皆さんの暮らしを支援するため、「住まい」や「住まい方」の選択について、「今の自宅で暮らす」、「住み替えについて相談する」、「介護が必要になったとき」に大別し、それぞれに関連する制度の説明や相談窓口を御案内するとともに、新たな住まいに関する情報を追加した冊子としてわかりやすくまとめましたので、高齢期の住まいに関してお知りになりたいことがあるときなどに、広くご活用ください。

令和4年4月

高齢期の住まいガイド(目次)

1. 高齢期の住まいを選択する前に

住まい選択の整理ポイント	1
住まい選択の整理シート	2

2. 高齢期の多様な住まいやサービス(制度)を探す

高齢期の住まいやサービス(制度)を探すフロー図	3
高齢期の住まいのイメージ図	5

3. 今の自宅で暮らす

相談窓口一覧	6
在宅サービス	
○住宅改修	7
○福祉用具のレンタル・購入	9
○住まいアドバイザー派遣制度	11
○川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度	13
○高齢者等緊急通報システム事業	15

4. 住み替えについて相談する

相談窓口一覧	17
事業・制度	
○川崎市居住支援制度	19
○マイホーム借上げ制度	21
○神奈川県あんしん賃貸支援事業	23
住まい	
○サービス付き高齢者向け住宅	25
○高齢者向け優良賃貸住宅	27
○シルバーハウジング	29
○住宅型有料老人ホーム	31
○福祉住宅	33
○軽費老人ホーム(ケアハウス)	35
○養護老人ホーム	37
○グループリビング	39

5. 介護が必要になったとき

在宅サービス	
○介護保険の在宅系サービス利用の流れ	41
○介護保険の在宅系サービス一覧	43
住まい	
○介護付有料老人ホーム	47
○認知症高齢者グループホーム	49
○特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	51
○介護老人保健施設	53
○介護療養型医療施設	55

6. 区役所等・地域包括支援センター一覧

ご案内



本ガイド各ページの記載内容は令和4年4月現在のものであり、今後の法令改正や設備更新などにより変更される場合があります。また基本的なサービスについて次のアイコンで表示していますが、これらはイメージであり、実際のサービス提供の形態などは住宅や施設、サービスなどにより異なります。

住まい選択の整理ポイント

今あなたは、どのような暮らしをしていますか？また、今後どのような暮らしを望みますか？

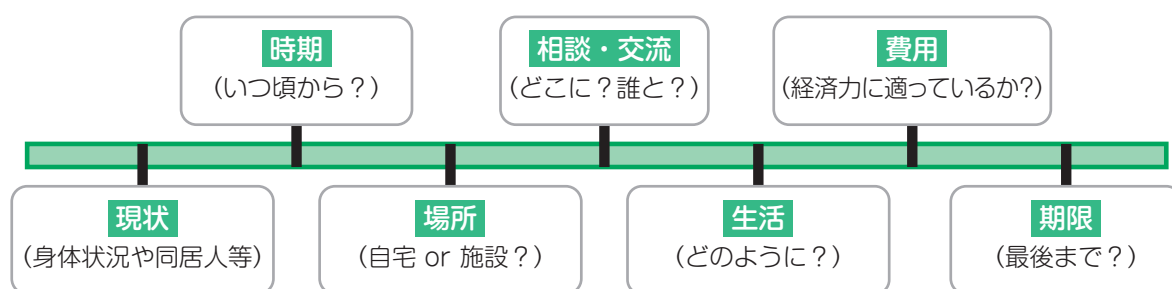
住まいの選択は一人ひとり異なります。生活基盤としての住まいを確保するとともに、自らのライフスタイルに合った住まい方を実現するため、いつ、どこで、どのように暮らしたいか、将来の希望や身体状況、経済状況などを整理しておくことが大切です。

1

高齢期の住まいを選択する前に



<主な整理ポイント>



この「高齢期の住まいガイド」は、住まいの確保や、自らのライフスタイルに合った「住まい方」の実現に向けて、皆さまをサポートします！



まずは、次ページのシートで、身体状況や、望む暮らし方などについて整理してみましょう！

住まい選択の整理シート

＜身体状況＞

①	本人	☐ 自立	☐ 要支援()	☐ 要介護()
	配偶者	☐ 自立	☐ 要支援()	☐ 要介護()
②	現在、支援(介助)が必要なことがあれば、チェック(✓)を入れてください。			
	☐ 入浴	☐ 移動(移乗)	☐ 食事	☐ 着脱衣
③	現在、医療的処置が必要なことがあれば、チェック(✓)を入れてください。			
	☐ 在宅酸素	☐ 人工透析	☐ インスリン注射	☐ その他()

＜経済状況＞

④	＜資産状況＞		＜収入状況＞	
	現預金(約)円	年金(約)円/月	給与(約)円/月	
	不動産(約)円	給与(約)円/月	その他(約)円/月	
	その他(約)円			
⑤	＜1か月の生活費＞ (約)円			

＜現在の住まいの環境＞

⑥	☐ 持ち家 ☐ 借家 ☐ その他() 同居人(有・無)
	使いにくいと感じるところに、チェック(✓)を入れてください。 ☐ 階段 ☐ 浴槽・浴室 ☐ トイレ ☐ 台所 ☐ 玄関 ☐ 洗面所 ☐ 居室 ☐ 廊下 ☐ その他()

＜不安や困りごと＞

⑦	現在、当てはまる不安や困りごとがあればチェック(✓)を入れてください。
	☐ 身体が衰えて日常生活に不都合があること
	☐ 発作などの緊急時に救急車を呼ぶこと
	☐ 家族が近くにおらず、困りごとの相談先がないこと
	☐ 毎日の食事のため、買い物や調理をすること
	☐ 友人や地域との交流が減って孤独に感じること
	☐ その他()

＜将来の希望＞

①～⑦の状況を踏まえ、今の希望に当てはまるものにチェック(✓)を入れ、可能な限り、時期や予算などを記入してください。

⑧	☐ 今の自宅で暮らし続けたい ・時期(いつまで)
	☐ 高齢者向けの住まいに住み替えて、自立した生活を当面続けたい ・時期(いつから) ・予算(約)万円 ・持ち家の処分(売却/賃貸)
	☐ 介護が必要なため、介護施設に住み替えるほうが安心である ・時期(いつから) ・予算(約)万円 ・持ち家の処分(売却/賃貸)

相談先は、後ろページに記載の相談窓口をご覧ください。

1

高齢期の住まいを選択する前に

高齢期の住まいやサービス(制度)を探すフロー図

ご自分にあてはまるのは、どの住まいやサービスですか？探してみましょう！

(このフロー図は、住まいやサービスを探す上での大まかな目安です。対象要件などは詳細のページをご確認ください。)

今の自宅で暮らし続けたい

サービスを利用する

- その他の介護保険の在宅系サービス(43ページ)
- 高齢者等緊急通報システム事業(15ページ)
- 福祉用具のレンタル・購入(9ページ)

自宅をリフォームする

- マンション段差解消工事等費用助成制度(13ページ)
- 住まいアドバイザー派遣制度(11ページ)
- 住宅改修(7ページ)

高齢者向けの住まいに組み替えて、自立した生活を当面続けたい

費用を抑えたい

- 高齡者向け優良賃貸住宅(27ページ)
- シルバーハウジング(29ページ)
- 福祉住宅(33ページ)

設備やサービスを重視したい

- 住宅型有料老人ホーム(31ページ)
- サービス付き高齢者向け住宅(25ページ)

○グループリビング(39ページ)

○養護老人ホーム(37ページ)

○軽費老人ホーム(ケアハウス)(35ページ)

2

高齢期の多様な住まいやサービス(制度)を探す



介護が必要なため、介護施設に住み替えるほうが安心である

その他(民間住宅から探す、マイホームの活用など)

- 神奈川県あんしん賃貸支援事業 (23ページ)
- マイホーム借上げ制度 (21ページ)
- 川崎市居住支援制度 (19ページ)

設備やサービスを重視したい

- 介護付有料老人ホーム (47ページ)

認知症の症状がある

- 認知症高齢者グループホーム (49ページ)

要介護度が高い(原則、要介護3以上)

- 特別養護老人ホーム (51ページ)

在宅復帰を目指す

- 介護老人保健施設 (53ページ)

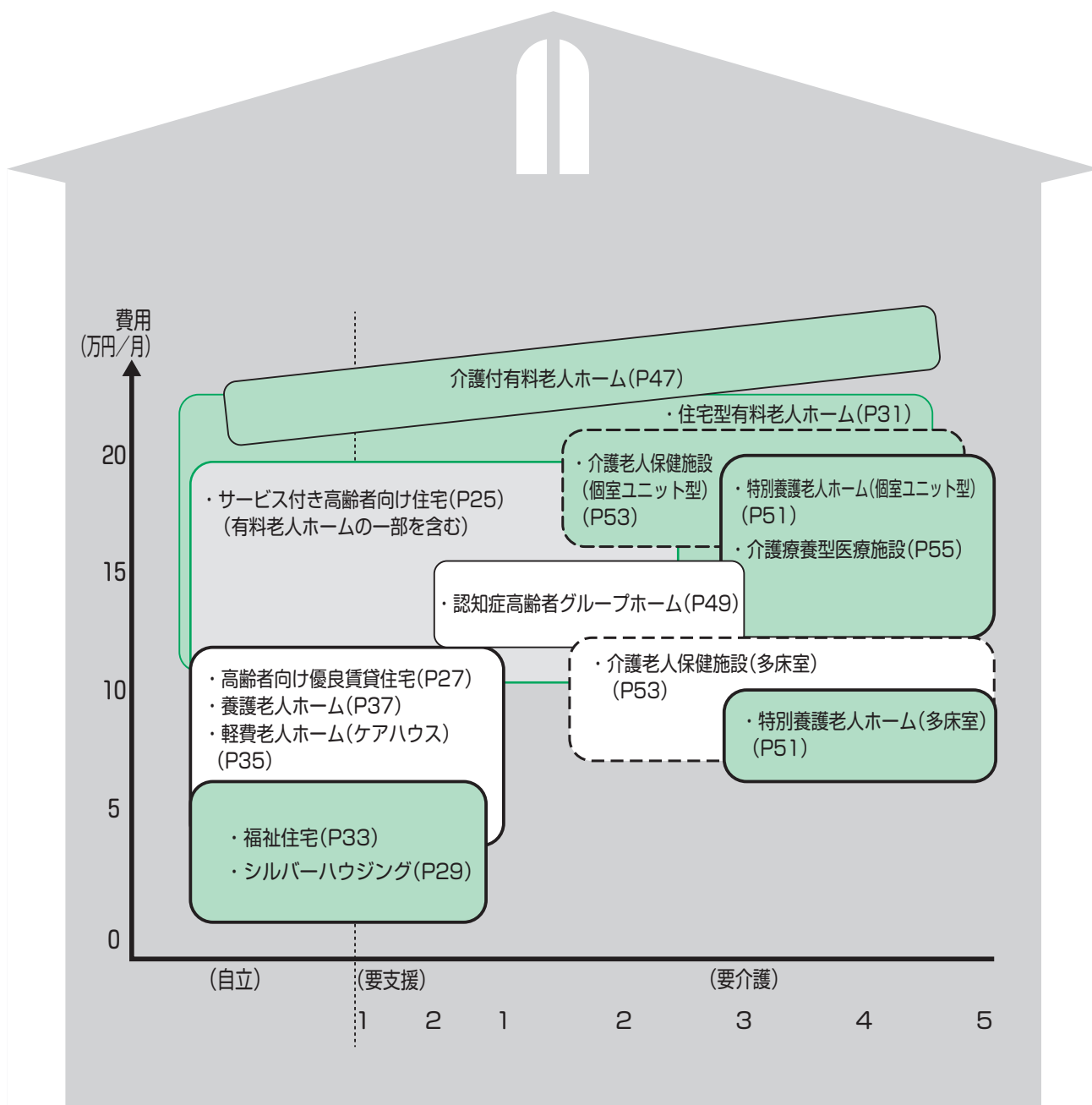
医学的管理が必要である

- 介護療養型医療施設 (55ページ)

高齢期の住まいのイメージ図

2

高齢期の多様な住まいやサービス(制度)を探す



(注1) この図は費用負担や身体状況の視点から各住まいがどの辺りに位置しているかをイメージしていただくためのおおまかな目安であり、厳密には図のとおりではない部分もあります。必ず詳細ページをご確認ください。

(注2) 費用負担や身体状況の視点で表示するため、重ねて表示しています。

相談窓口一覧

今の自宅で暮らすときの住まいに関する相談窓口です。

主な相談内容 ※【 】内は事業・制度の紹介ページです	相談窓口	連絡先
住宅改修の相談 【P7】	各区役所・各支所	P57に記載するお住まいの地域の②にお問い合わせください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
	地域包括支援センター	P58から記載するセンター一覧をご覧ください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
福祉用具のレンタル・購入の相談 【P9】	各区役所・各支所	P57に記載するお住まいの地域の②にお問い合わせください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
	地域包括支援センター	P58から記載するセンター一覧をご覧ください。 また、担当のケアマネジャーにも相談してください。
住まいアドバイザー派遣制度（住宅アドバイザー、マンション管理アドバイザー） 【P11】	まちづくり公社 ハウジングサロン	044-822-9380
川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度 【P13】	まちづくり局住宅整備推進課	044-200-2996
高齢者等緊急通報システム事業 【P15】	地域包括支援センター	P58から記載するセンター一覧をご覧ください。
失業等による家賃滞納、生活困窮の相談	だいJOBセンター （川崎市生活自立・仕事相談センター）	044-245-5120

※事業・制度利用の要件等については、紹介ページに詳細が記載されていますので、あらかじめご確認ください。

※だいJOBセンター（川崎市生活自立・仕事相談センター）の連絡先は、平日10:00～18:00です。
その他の連絡先の時間帯は、詳細ページをご覧ください。

3

今の自宅で暮らす

住宅を改修した際に、費用の一部が支給される制度です

●住宅改修

基本的なサービス



<概要>

住宅改修は、住宅の改修にかかった費用の9割から7割を「住宅改修費」として、介護保険により、払い戻しを受けることができる制度です。

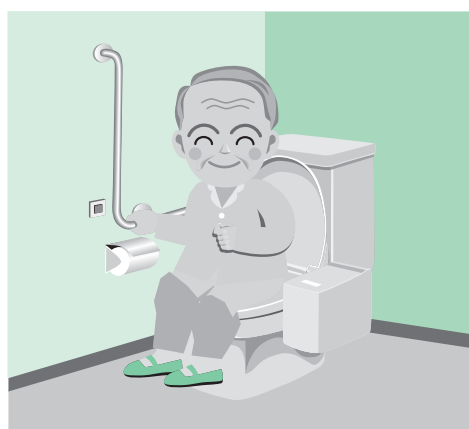
<対象者>

要介護・要支援認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5と認定された方の介護保険被保険者証記載の住所で、現に居住している住宅が対象です。

<主なサービス内容>

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※要介護・要支援高齢者の心身の状況と住宅の状況などから、住宅改修が必要と認められる場合に対象とします。



3

今の住まいを暮らしやすくする

<費用>

- ・20万円を上限とし、実際にかかった費用の1割から3割を自己負担いただきます。
- ・1回の改修で上限額まで使い切らずに数回に分けて利用することも可能です。
- ・住宅改修費の支給については、45ページのコラムを参照してください。

<Q&A>

Q 要介護・要支援の認定を受ける前に住宅改修を行ったのですが、支給の対象になりますか？

A 要介護・要支援認定の申請前に住宅改修を行った場合には、支給対象外です。申請中に改修した場合は、認定結果が出てから住宅改修費を支給します（認定結果が非該当の場合は支給できません。）。

Q 改修費が支給額の上限である20万円を超えた場合は、支給してもらえるのでしょうか？

A 20万円を超える額の住宅改修をした場合、20万円を超えた部分は全額自己負担いただきます。

Q 住宅改修を行った後、引っ越しをしました。引っ越し先で住宅改修をした場合、再度支給してもらえるのでしょうか？

A はい。転居して住所が変わった場合、再度20万円を上限として支給します。

<申請方法>

担当のケアマネジャー、または各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの窓口までご相談ください。



川崎市では、介護保険制度の住宅改修の助成対象とならない浴槽の交換や階段昇降機等の工事に対して、「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」を設けて助成をしています。

対象者は要介護・要支援認定において要支援以上の認定を受けた65歳以上の方で、心身の状況により工事が必要と認められた方です。工事着手前に相談・申請が必要です。

詳しくは、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション高齢者支援担当にお問い合わせください。

介護保険を使って、福祉用具をレンタル・購入できるサービスです

●福祉用具のレンタル・購入

基本的なサービス



<概要>

福祉用具のレンタル・購入は、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。レンタルが一般的ですが、入浴や排せつに用いる用具や、使用により形態・品質が変化するなど、その用途がレンタルになじまない用具を使いたい場合は、購入する必要があります。

<対象者>

要介護・要支援認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5と認定された方が対象です。ただし、要介護・要支援の度合いによっては、利用者の状態から想定しにくい一部種目について、原則として介護保険でレンタルすることができません。

<レンタル・購入できる種目>

川崎市から指定を受けている事業者からレンタル・購入した場合に限ります。

レンタル対象種目	
① 車いす、車いす付属品	左の種目のうち、①、②、③、⑥、⑦は要支援1・2、要介護1の方は原則利用できません。
② 特殊寝台、特殊寝台付属品	
③ 床ずれ防止用具、体位変換機	
④ 手すり、スロープ	
⑤ 歩行補助つえ	左の種目のうち、⑧は要介護3以下の方は原則利用できません。
⑥ 認知症老人徘徊感知器	
⑦ 移動用リフト	
⑧ 自動排泄処理装置	

購入対象種目	
① 腰掛便座	
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	
③ 入浴補助用具	
④ 簡易浴槽	
⑤ 移動用リフトのつり具の部分	

※令和4年1月1日現在

<費用>

- ・消費税を含め、現に要した費用のうち、1割から3割を自己負担いただきます。
- ・購入費の支給については、45ページのコラムを参照してください。

<Q&A>

Q 要介護1ですが、特に足の力が衰えてきて歩行が困難になっています。介護保険を利用した車いすのレンタルはできないのでしょうか？

A 要介護1の場合、車いすのレンタルは、原則として介護保険の支給対象ではありません。ただし、車いすを含めた要介護・要支援の度合いにより利用できない種目について、身体状況等から例外的に対象となる場合があります。詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

Q 複数の用具をレンタルまたは購入することはできますか？

A はい。身体状況等から必要である場合は、レンタル・購入することができます。ただし、購入の場合の上限額は年度（4月から翌年3月）当たり、10万円までですのでご注意ください。

Q 10万円以上する福祉用具を購入したのですが、費用負担はどのようになりますか？

A 10万円を超える福祉用具を購入した場合は、10万円のうちの1割から3割と、10万円を超えた部分の費用について自己負担いただきます。

例 12万円の福祉用具を購入した場合で利用者負担割合が1割負担の方
⇒ 10万円のうちの1割である1万円と10万円を超えた2万円を御負担いただきます。

<申請方法>

担当のケアマネジャー、または各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの窓口までご相談ください。



バリアフリー工事の進め方などの相談に応じる制度です

●住まいアドバイザー派遣制度

基本的なサービス



<概要>

住まいアドバイザー派遣制度は、一級建築士等の専門家アドバイザーを無料で派遣し、住宅のバリアフリー工事の進め方や工事に伴うトラブルなどの相談に対応します。良質な住宅ストックと住環境の形成により、住み慣れた自宅での居住継続を図るための制度です。

<条件>

相談内容に応じて、アドバイザーを派遣することができるか判断する必要があるため、原則、窓口での相談対応後、現地確認が必要と判断された場合に住まいアドバイザーを派遣します。

<主なサービス内容>

- ① 住宅アドバイザー
住宅に関する様々な疑問にお答えし、アドバイスします。
- ② マンション管理アドバイザー
分譲マンションにお住まいの方々や管理組合の役員の方々のマンション管理相談に応じます。



<費用>

- ・無料。(派遣回数には限度あり)

<Q & A>

Q 住宅アドバイザーには、具体的にどのような内容を相談できますか？

A 住宅(分譲マンションの専有部分も含む)のバリアフリー改修(段差解消、手すりの設置)、その他リフォーム(住宅の耐震診断や耐震改修、省エネ改修など)、工事後の不具合などに関する相談ができます。

Q マンション管理アドバイザーには、具体的にどのような内容を相談できますか？

A 管理組合の運営、管理規約、長期修繕計画、修繕積立金等に関することが相談できます。

Q 実際にアドバイザー派遣の手続きはどのようにすればよいですか？

A 下記の相談窓口にご相談にお越しいただき、アドバイザー派遣が必要と判断された場合は、派遣することができます。なお、相談は電話予約が必要となります。

Q 諸事情により、相談窓口に行けないのですが、アドバイザーを派遣してもらえますか？

A 電話や電子メールでも相談を受け付けており、アドバイザー派遣が必要と判断された場合は、派遣することができます。

<お問い合わせ>

【相談窓口】まちづくり公社ハウジングサロン(予約制)

電話 044-822-9380

火曜～土曜日(火曜～金曜日の祝日及び年末年始は休み)

9:00～12:00 13:00～16:00

マンションの共用廊下等の手すり工事等の費用助成です

●川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度

基本的なサービス



<概要>

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度は、誰もが使いやすい良質なマンションストックの形成を図るため、既存分譲マンションの共用部分の敷地内通路、外部出入口、廊下、階段において、傾斜路、手すり等の段差解消工事等を実施する場合に、その工事に要する費用の一部について助成を行うものです。

3

今の自宅で暮らす

<対象となる分譲マンション>

- (1)鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造のもの
- (2)住宅の戸数が、原則として6以上のもの
- (3)複合用途のマンションの場合、住宅部分の床面積の合計が、全床面積の3分の2以上のもの
- (4)建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の交付を受け、かつ、検査済証の交付を受けていること
- (5)管理組合の総会で、段差解消工事等を実施することの決議がされていること
- (6)原則として、過去に当助成制度に基づく助成を受けていないこと（2回目以降でも助成の対象となる場合がありますので、事前に御相談ください。）
- (7)川崎市マンション管理組合登録制度に管理組合が登録されているもの

<申請者>

管理組合の理事長名で申請します（助成金の交付申請時は総会の決議が必要です。）。

<助成金の額>

- ・段差解消工事等に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）。
- ・ただし、住戸数に10,000円を乗じて得た額及び予算の範囲内を限度とします。



<対象となる工事と基準>

1 傾斜路（スロープ）

- ・有効幅員は、120cm以上とすること。
- ・傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。
- ・高低差75cmを越える場合は、その高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
- ・高低差が30cm以上の場合は、手すりを設けること。

※その他諸条件があります。

2 車いす使用者用特殊構造昇降機

法令等に適合した専ら車いす使用者の利用に供するものとします。

3 手すり

- ・床仕上げ面から手すりの高さは、原則として2段の場合は上段概ね75cm以上から85cm程度、下段概ね60cmから65cm程度とし、1段の場合は、概ね75cmから85cm程度とすること。
- ・高低差16cm以上ある傾斜路に設置する工事
- ・屋上、機械室への階段等の住戸の出入りに使用しない場所に設置する工事は助成対象外とします。ただし。集会室や避難場所に指定されている場所等に設置する工事は助成対象とします。

※その他諸条件があります。

<Q&A>

Q 更新（手すりの交換など）の場合も助成の対象になりますか？

A 新規に設置する場合は助成対象になりますが、更新（手すりの交換など）の場合は助成対象外です。

Q 市の費用助成費の予算上限はありますか？

A はい。予算額に達した時点で、事業計画書の受付を終了させていただきます。詳細は、市ホームページや下記にご確認ください。

<お問い合わせ>

まちづくり局住宅整備推進課

電 話 044-200-2996（平日8：30～17：15）

FAX 044-200-3970

ひとり暮らし等の高齢者に緊急時の連絡体制を確保します

●高齢者等緊急通報システム事業

基本的なサービス



<概要>

ひとり暮らし等の高齢者等に、持ち運びに便利な携帯型端末をお貸しすることで、発作が起きたとき等に備え、緊急時の連絡体制を確保し、安全・安心な生活を過ごせるように支援します。

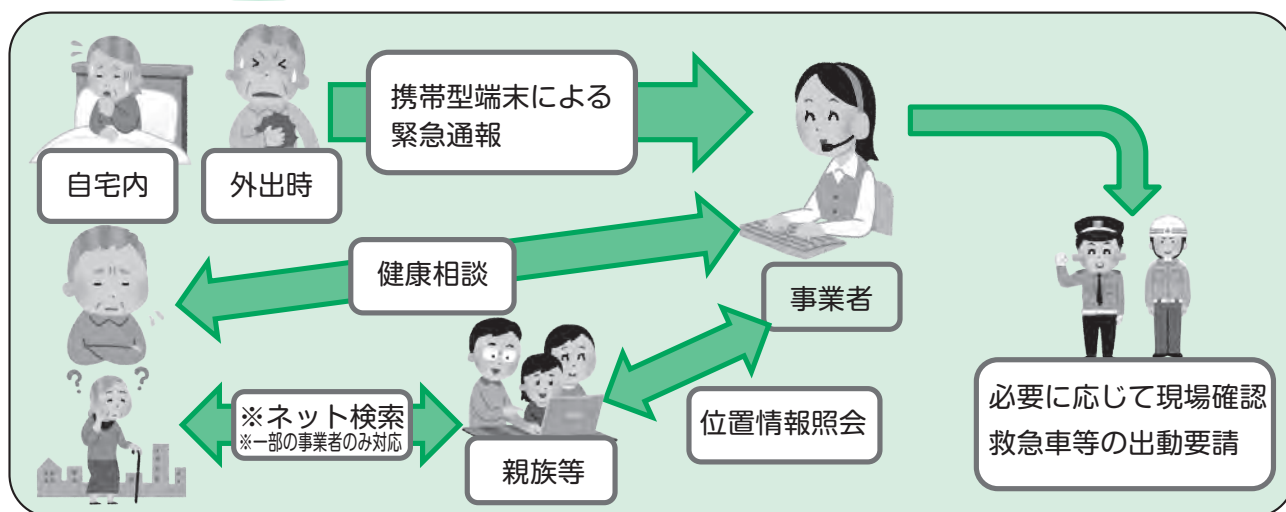
<対象者>

- (1) 65歳以上の在宅高齢者で、心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方であり、次の①～④のいずれかに該当し、端末貸与が必要と認められる方
 - ① ひとり暮らしの方
 - ② 同居人が日中不在・重度の要介護者等の方
 - ③ 同居人が65歳以上で心臓疾患等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方
 - ④ 同居人が下記(3)の要件いずれかを満たす方
- (2) 75歳以上のひとり暮らしの方であり、端末貸与が必要と認められる方
- (3) 認知症による行方不明等のため生命に危険の可能性があり、次の①・②のいずれかに該当する方
 - ① 65歳以上の方
 - ② 若年性認知症で要介護度1～5と認定された方

<主なサービス内容>

- (1) 24時間365日体制で緊急時の対応を行います。また、位置情報の検索が可能で、必要に応じて事業者が現場へ駆け付けます。
- (2) 携帯型端末を通じ、事業者による健康相談が受けられます。

サービス内容のイメージ



<費用>

- ・ 所得に応じて月額 0 円～2, 070 円です。
- ・ 川崎市外への駆け付け(任意)や、端末を紛失した場合等、各事業者の定める費用がかかります。

<Q&A>

- Q** 対象者の要件である「日常生活に注意を要する方」とはどのような方ですか？
- A** 「日常生活に注意を要する方」とは、発作等で生命に関わる容態の急変が予測され、発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難であり、緊急通報システムを利用して救急車出動の対応が必要と考えられる方です。
- Q** サービス付き高齢者向け住宅に住んでいる場合でも、このサービスを利用できますか？
- A** サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方で、有料老人ホームと同様のサービスを受けている場合には施設とみなしますので、このサービスを利用することはできません。

<申請方法>

- ・ 地域包括支援センターで申請できます。(区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーションでも申請できます。) 地域包括支援センターの職員がご自宅へ訪問して、サービスの説明を行います。



携帯型端末の利用に支障がある方を対象として、自宅設置型の緊急通報システムもございます。費用は所得やサービス内容に応じて、月額 0 円～4, 580 円です。

相談窓口一覧

住み替えるときの住まいに関する相談窓口です。

主な相談内容 ※【 】内は事業・制度の紹介ページです	相談窓口	連絡先
川崎市居住支援制度の相談 【P19】	川崎市住宅供給公社 (すまいの相談窓口)	044-244-7590
マイホーム借上げ制度の相談 【P21】		
神奈川県あんしん賃貸支援事業 の相談 【P23】	かながわ住まいまちづくり協会	045-664-6896
サービス付き高齢者向け住宅の相談 【P25】	各住宅	別冊で連絡先を掲載しています。
高齢者向け優良賃貸住宅の相談 【P27】	川崎市住宅供給公社 他	044-230-1759
シルバーハウジングの相談 【P29】	川崎市住宅供給公社	044-244-7578
住宅型有料老人ホームの相談 【P31】	各施設	別冊で連絡先を掲載しています。
福祉住宅の相談 【P33】	各区役所・各支所	P57に記載するお住まいの地域の③にお問い合わせください。
軽費老人ホームの相談 【P35】	各施設	別冊で連絡先を掲載しています。

※制度利用の要件等については、紹介ページに詳細が記載されていますので、あらかじめご確認ください。

4

住み替えについて相談する

主な相談内容 ※【 】内は事業・制度の紹介ページです	相談窓口	連絡先
養護老人ホームの相談 【P37】	各区役所・各支所	P57に記載するお住まいの地域の③にお問い合わせください。
グループリビングの相談 【P39】	対象施設	別冊で連絡先を掲載しています。

※制度利用の要件等については、紹介ページに詳細が記載されていますので、あらかじめご確認ください。

4

住み替えについて相談する

●川崎市居住支援制度

基本的なサービス



<概要>

川崎市居住支援制度は、アパートなどの民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないことを理由に住宅を借りられない場合に、次の支援を行い、入居機会の確保と居住の安定を目的とした支援を受けることができる制度です。

- ・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費、残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- ・川崎市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りなどを行います。

<対象者>

次の①～④すべてに該当する方です。

- ① 市内に住んでいる満60歳以上の単身の方もしくは市内に住んでいる申込者が満60歳以上の世帯で、同居人が、配偶者、子、孫、兄弟または満60歳以上の親族の方
- ② 給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ③ 自立した生活ができる方
- ④ 原則、国内に在住している親族など緊急連絡人がいる方

<主なサービス内容>

- ① 入居保証
家賃滞納などによる契約解除等の場合、次について保証します。
 - ・滞納家賃及び付帯する遅延損害金については、家賃及び共益費の7か月分を限度とします。
 - ・退去に伴う原状回復費及び残置家具などの処分費用については、家賃及び共益費の3か月分(敷金で相殺した差額)を限度とします。
- ② 居住継続支援
制度利用者に病気、事故、入院、近隣とのトラブルなどが発生した場合は、制度利用者が安心して住みつけられるよう、家主や協力不動産店と連携して、市の施策等により支援します。

<費用>

利用者の費用負担

- ① 月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料（最低保証料は10,000円）として入居時に一括して保証会社へお支払いいただきます。
- ② 2年間の特約付火災保険に加入していただきます。
「借家人賠償責任保障額」が1000万円以上
「個人賠償責任保障額」が1000万円以上

<Q&A>

Q 対象者要件の「緊急連絡人」とは連帯保証人のことですか？

A いいえ。連帯保証人とは異なり、連帯して債務を負うものではありません。原則、国内に在住している親族に緊急連絡人になっていただきます。

Q 家賃の助成はありますか？

A 家賃を助成する制度ではありません。あくまで給与、年金など安定した収入や生活保護費での家賃等の支払いができる方を対象としています。

4

<お問い合わせ>

川崎市住宅供給公社（すまいの相談窓口）

電話 044-244-7590（平日8:00～12:00、13:00～17:00）

FAX 044-244-7509

住み替えについて相談する

川崎市居住支援制度



川崎市

今のマイホームを住み替えなどの資金として有効活用する制度です

●マイホーム借上げ制度

基本的なサービス



<概要>

マイホーム借上げ制度は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（以下、JTI）が行う制度で、住み替え後のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証する制度です。これにより自宅を売却することなく、住み替えや老後の資金として活用することができます。

<対象者>

次の①と②すべてに該当する方です。

①日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方。

②住宅に一定の安定性（特に耐震性）が確保されていること。

※土地や建物に抵当権などが設定されている場合、制度の利用をお断りする場合があります。

<主な特長>

- ・ J T I がマイホームを最長で終身にわたって借上げ、安定した家賃収入が保証されます。
- ・ 1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料が保証されます。
- ・ J T I の事業は、協賛企業等からの基金や転貸賃料と支払賃料との差額から生まれる収益により独立採算で運営されていますが、万が一の場合に備え、国の予算において、（一財）高齢者住宅財団に債務保証基金が設定されており、J T I は基金の登録事業者になっています。
- ・ J T I が制度利用者に代わり責任を持って転貸します。

4

住み替えについて相談する

<費用>

- ・相談は無料です。

<Q&A>

Q 相談には、どのような方が対応してくれるのですか？

A 具体的・専門的な借上げ相談は、ハウジングライフ（住生活）プランナーが行います。ハウジングライフプランナーとは、（一財）高齢者住宅財団が適当と認める、移住や住み替えに関連する様々な分野の講習を受講後、考査に合格し、JTIに登録した者を指します。

Q 制度利用後にマイホームに戻ることも可能ですか？

A はい。貸した方（入居者）との契約期間が3年単位なので、マイホームに戻ることも可能です。

<お問い合わせ>

川崎市住宅供給公社（すまいの相談窓口）

電話 044-244-7590（平日8:30～12:00、13:00～17:00）

FAX 044-244-7509

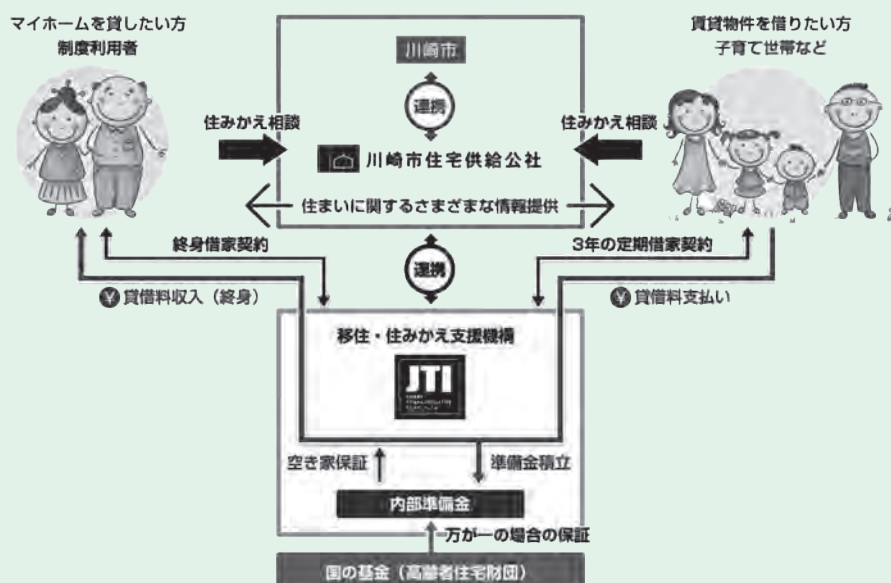
4

住み替えについて相談する

コラム

JTIの「マイホーム借上げ制度」の利用及び住み替えに関する情報提供等を実施する相談窓口を川崎市住宅供給公社に設置し、公社が皆さまとJTIの架け橋となります。

よって、「マイホーム借上げ制度」の説明だけでなく、移住・住み替え全般に対するご相談に応じます。



高齢者等の住宅探しをサポートする事業です

●神奈川県あんしん賃貸支援事業

基本的なサービス



<概要>

神奈川県あんしん賃貸支援事業では、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を行い、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会が運営するホームページや神奈川県が発行する情報紙（※）で公開し、高齢者の入居機会の確保を図ります。

また、住宅探しを支援する協力不動産店や支援団体の情報も、同ホームページで公開します。

※平成30年度時点

<対象者>

次の①と②すべてに該当する方です。

①家賃等の支払ができる見込みのある方。

②自立した生活ができる方。

<主なサービス内容>

- ・登録された住宅情報の提供
- ・住宅探しのサポート、相談



住み替えについて相談する

<費用>

- ・住まいや物件の情報提供、相談は無料です。

<Q&A>

Q どのような住宅が登録されているのですか？

A 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れていただける民間賃貸住宅が登録されています。

Q 登録されている住宅の情報はどこで確認できますか？

A インターネットを利用される場合は、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会のホームページで区ごとに住宅情報を確認できます。

また、神奈川県が定期的に発行している「かながわ住まいの情報紙」(※)で確認することもできます。

※平成30年度時点

<お問い合わせ>

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

電 話 045-664-6896 (平日9:00~17:00)

F A X 045-664-9359

4

住み替えについて相談する

お知らせ



国土交通省が実施するあんしん賃貸支援事業の終了に伴い、「あんしん賃貸ネット」は平成23年3月に終了しました。

なお、当該事業を引き継ぎましたのが「神奈川県あんしん賃貸支援事業」になります。

●サービス付き高齢者向け住宅

基本的なサービス



<住まいの概要>

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造で、ケアの専門家による生活相談、24時間の安否確認が提供される住宅です。

居室の床面積は25㎡以上で、原則居室内に洗面所、水洗トイレ、台所、浴室等を設置しています（ただし、台所や浴室等を共用する場合は18㎡以上となります。）。

<運営主体等>

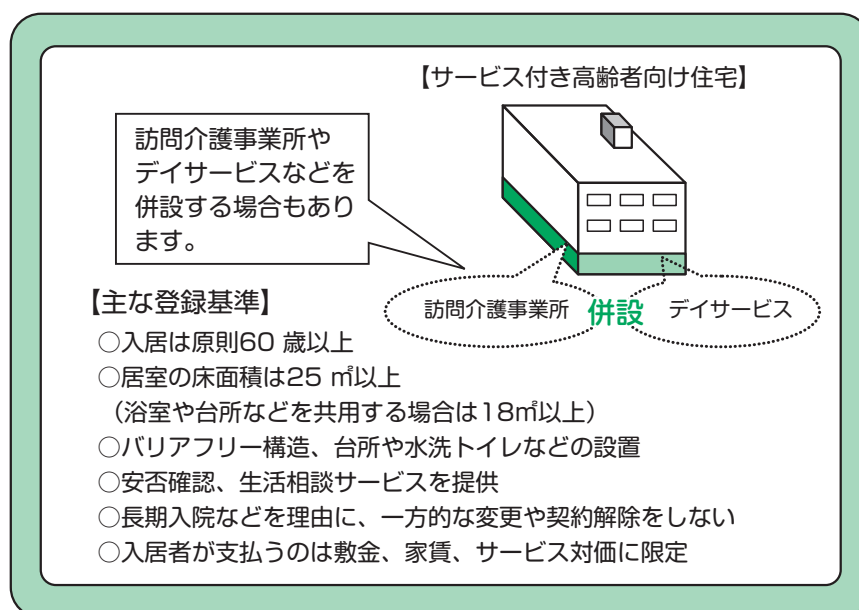
医療法人や民間事業者が、高齢者住まい法の登録基準を満たす、サービス付き高齢者向け住宅として管理・運営しています。

<対象者>

原則60歳以上の単身者、夫婦世帯です。

<主なサービス内容>

ケアの専門家による生活相談サービスと24時間の安否確認サービスを提供します。また、食事の提供、健康管理、洗濯等の家事援助、入浴等の介護など、生活支援サービスを提供できる住宅もあるので、入居者の自立度に応じて、サービスを選択することができます。



<費用>

- ・家賃等は、住宅により異なります。
- ・入居者が支払うのは家賃、敷金、安否確認・生活相談等のサービスの対価に限定されます。

<Q&A>

Q どのようなサービスが提供されるのですか？

A 安否確認と生活相談はすべてのサービス付き高齢者向け住宅において提供されますが、その他の生活支援や医療・介護サービスの内容は、住宅ごとに異なります。

Q 介護保険サービスを受けることはできますか？

A はい。住宅に併設された事業所や、外部の事業所から、居宅介護サービス（訪問介護やデイサービスなど）を利用できます。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、各住宅の問い合わせ先へ直接お申込みください。



サービス付き高齢者向け住宅の制度が創設されたことにより、従来の高齢者専用賃貸住宅は国の制度としては廃止されました。

多くは人員配置や費用を見直し、サービス付き高齢者向け住宅に移行しましたが、一部の住宅は、バリアフリーかつ、日常生活に係るサービスが提供される民間賃貸住宅として存続しています。

詳細は、別冊の住宅一覧から直接管理会社にお問い合わせください。

【旧高齢者専用賃貸住宅】(例)



2・3階
賃貸住宅

1階
・ショートステイ
・デイサービス
・訪問介護
・認知症高齢者グループホーム
・地域交流スペース
・診療所等

実際は各住宅によって異なります。

収入に応じて家賃補助を一定期間受けられる公的賃貸住宅です

● 高齢者向け優良賃貸住宅

基本的なサービス



<住まいの概要>

高齢者向け優良賃貸住宅は、土地所有者の方などが建設した高齢者向けの良質な住宅を、川崎市住宅供給公社等が受託管理し、一定期間、公的賃貸住宅とするものです。

単身・夫婦世帯の高齢者の方が、安全に安心して居住できるように、バリアフリー化され、緊急通報システム・生活相談サービスを備えた賃貸住宅です。

<運営主体等>

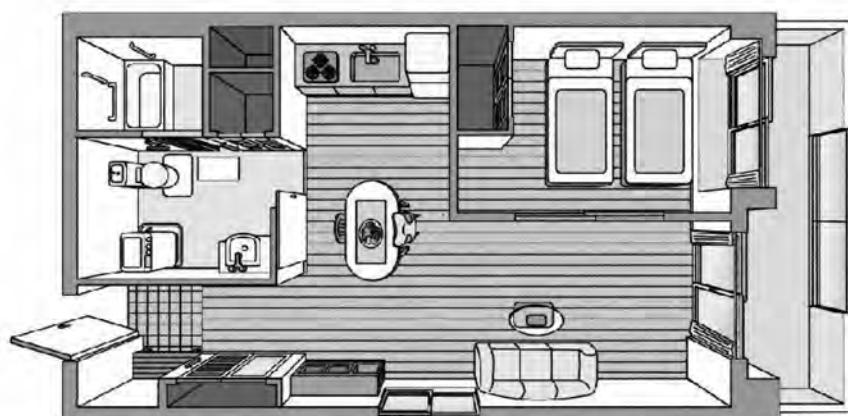
川崎市の認定を受けた事業者が住宅を建設し、川崎市住宅供給公社等が入居者の募集・管理を行っています。

<対象者>

原則60歳以上の単身者、夫婦世帯です。

<主なサービス内容>

- ・バリアフリー構造、台所や水洗トイレなどの設置
- ・緊急通報システム
- ・生活相談サービス



【主な認定基準】

- 床面積が原則30㎡以上
- 原則として、段差のない床
- 主たる廊下幅が78cm以上
- 主たる居室の出入口幅が75cm以上
- トイレ、浴室に手すりを設置
- 緊急通報システムの設置
- 原則として、台所、水洗トイレ、収納設備、洗面設備、浴室を備えること

出典：高齢者向け優良賃貸住宅制度パンフレット(財団法人 高齢者住宅財団)

間取図はイメージですので、実際は各住宅によって異なります。また、調度品等は実際には設置されません。

<費用>

・入居者負担額

入居者負担額とは、家賃から補助金を差し引いて実際にお支払いいただく金額ですが、所得区分や住宅により異なります。

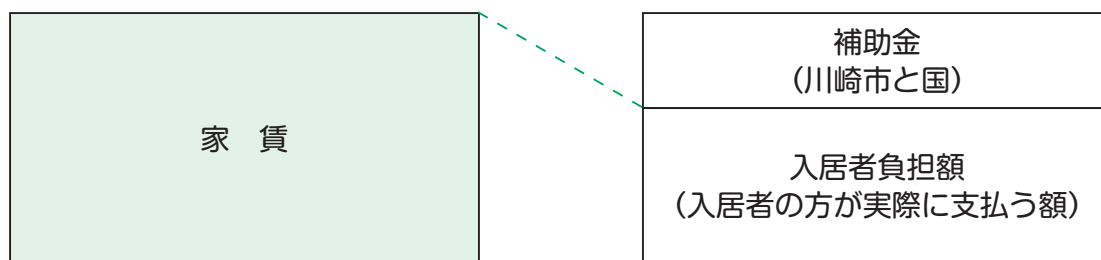
・礼金、更新料は不要です。

・敷金、共益費、緊急通報システム利用料、生活相談サービス費用の負担があります。

<Q&A>

Q 補助金はどのような仕組みですか？

A 入居者の家賃負担軽減を図るため、川崎市と国が家賃と入居者負担額の差額を補助します。川崎市と国からの補助金は、事業主に支払われます。よって、入居者は家賃から補助金を差し引いた金額を入居者負担額としてお支払いいただきます。補助の期間は、管理開始後最長20年間です。



<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、電話でお申込みください。

(川崎市住宅供給公社管理営業課)

(申込専用ダイヤル) 044-230-1759

8:30~11:30 13:00~17:00

(株式会社パワーズアンリミテッド横浜支店)

045-439-0028

平日10:00~18:00

神奈川県住宅供給公社、UR都市機構でも川崎市内で高齢者向け優良賃貸住宅を運営しています。問い合わせ先は別冊をご覧ください。

安心して自立した生活を送れるように配慮した公的賃貸住宅です

●シルバーハウジング

基本的なサービス



<住まいの概要>

シルバーハウジングは、高齢者の方が安心して生活が送れるよう、段差の解消、手すり、エレベータの設置など、入居者の利便性や安全性に配慮したバリアフリーの高齢者用住宅です。

また、入居者のふれあいを深めるため団らん室を設けたり、生活相談員等を派遣し、入居者の方の相談や安全確認、一時的な家事援助等の福祉サービスを行います。

<運営主体等>

川崎市が建設または所有者から借り上げ、川崎市住宅供給公社が入居者募集・管理を行っています。

<対象者>

住宅に困っている所得の低い方で、自立した生活を送ることが可能な65歳以上の高齢者（2人世帯の場合は、申込者が65歳以上で同居親族が配偶者または65歳以上の親族）です。

<主なサービス内容>

- ・緊急通報システムの設置による緊急時の対応
- ・入居者の方々の交流の場である団らん室を設置
- ・生活援助員（ライフサポートアドバイザー＝LSA）または生活相談員等を派遣（入居者の生活支援や相談サービスのため）



<緊急通報システム>

写真はイメージですので、実際は各住宅によって異なります。

<費用>

- ・家賃（住宅によって異なります）
比較的収入の少ない方が、安い家賃で住むことができる住宅です。このため、民間の住宅とは異なり、収入基準をはじめ様々な規定があります。入居している方の収入に応じて家賃が異なります。
- ・家賃とは別に、敷金、共益費、福祉サービスに関わる費用として収入に応じた金額の負担（L S A派遣負担額）などがあります。
- ・礼金・更新料は不要です。

<Q & A>

Q 生活援助員（生活相談員）等はあるどのような支援やサービスを提供してくれるのですか？

A ご自宅に訪問して入居者の健康状態等を確認させていただくほか、生活に関係する保健や福祉などのご相談に応じます。

Q 団らん室はどのように利用できるのですか？

A 団らん室は、入居者や地域の方々の交流の場や相談スペースとなっています。生活援助員（生活相談員）が在室している間は自由に利用できます。

Q 緊急通報システムはどのような場合に利用するのですか？

A 体調不良で急を要する場合にボタンを押すと、通報を受けた警備会社が電話や現地対応により安否確認を行います。その他、生活リズムセンサー、火災・ガスセンサーなどにより異常を感知すると、自動的に警備会社に通報されます。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

年に2回、春（5月頃）と秋（10月頃）に入居者募集を行います。募集の際は「市政だより」や市ホームページなどで広報し、各区役所、支所、出張所、行政サービスコーナー、川崎市住宅供給公社などで「入居者募集のしおり」を配布します。

入居を希望するときは、「入居者募集のしおり」に同封されている「申込書」で、郵送または直接、川崎市住宅供給公社市営住宅管理課へお申込みください。入居者は抽選により決定します。

（川崎市住宅供給公社市営住宅管理課）

電 話 044-244-7578（平日8：30～17：15）

F A X 044-223-1338

●住宅型有料老人ホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

住宅型有料老人ホームは、入居者に食事の提供、洗濯、掃除等の家事及び健康管理などのサービスが提供される住まいです。

<運営主体等>

運営主体に制限はなく、株式会社や医療法人、社会福祉法人等、さまざまな主体が設置・運営を行っています。

<対象者>

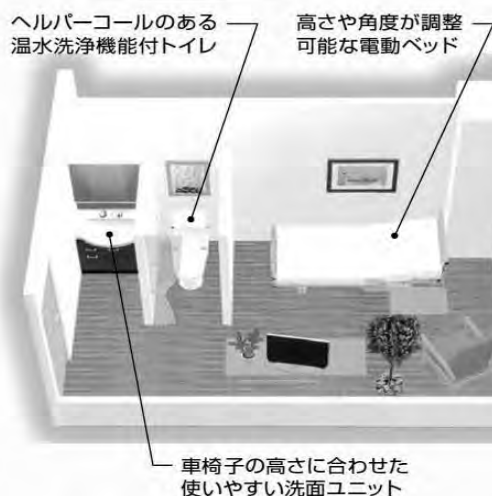
対象年齢については、各ホームで自由に設定されています。一般的に、60歳以上または65歳以上の方を対象としているホームが多く、自立・要支援または軽度の要介護状態の方が多い傾向にあります。

<主なサービス内容>

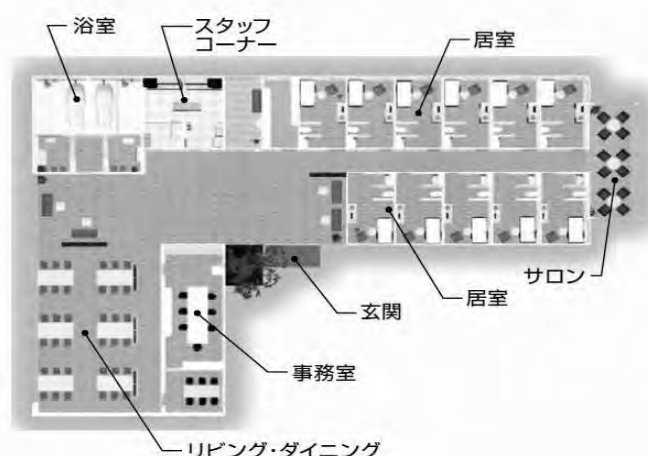
有料老人ホームは、入居施設であるだけでなく、入浴・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、または健康管理などの日常生活に必要なサービスを提供します。ホームによって、規模、費用額、サービス内容、職員体制などが異なります。市ホームページにおいて、有料老人ホームの重要事項説明書を掲載しておりますので、ご参照ください。

また、施設によっては、介護付有料老人ホームとして、介護保険サービスを受けながら生活できる場所もあります（介護付有料老人ホームについては、P47、48をご参照ください）。

居室のイメージ



共用部分のイメージ



出典：社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国特定施設事業者協議会、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、高齢者住宅経営者連絡協議会の「消費者向けガイドブック」

居室又は共用部分はイメージですので、実際は各施設によって異なります。また、調度品等は実際には設置されません。

<費用>

月額利用料（家賃、食費等）は、各ホームにより異なり、おおよそ１２万円から３０万円です。

ただし、ある程度の金額を前もって一括で支払う方式の施設もあり、その場合には月額利用料が低く抑えられます。

<Q&A>

Q 住宅型有料老人ホームと介護付有料老人ホームに違いはありますか？

A 住宅型有料老人ホームでは、介護保険サービスを使う必要が生じた場合、外部の訪問介護（ホームヘルプサービス）などのサービスを使う必要があり、改めて契約をしなければならない場合があります。介護付有料老人ホームでは、介護保険サービスの利用も含めて入居時に契約をします。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<問い合わせ>

入居を希望するときは、入居を検討しているホームのサービス内容を確認したうえで、各ホームに直接お申込みください。

4

住み替えについて相談する

●福祉住宅

基本的なサービス



<住まいの概要>

福祉住宅は、民間アパートの取り壊し・建替えなどにより、住宅に困っているひとり暮らしの高齢者の方に、川崎市で借り上げているバリアフリーの単身高齢者用住宅を提供します。

<運営主体等>

川崎市が民間住宅を借り上げて、入居者募集・管理を行っています。

<対象者>

以下のすべてに該当する方です。

- ① 満65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ② 市内に引き続き3年以上居住している方
- ③ 自炊ができるなど独立した自立生活ができる方
- ④ 現に建替え、取り壊しなどによる立ち退き要求を受けている状態にあり、住宅の確保が難しい方
- ⑤ 市民税非課税世帯の方

<主なサービス内容>

- ・ 緊急通報システムの設置による緊急時の対応
- ・ 入居者の方々の交流の場である団らん室を設置
- ・ 生活相談員等を派遣（入居者の生活支援や相談サービスのため）



<居室イメージ>



<団らん室イメージ>

写真はイメージですので、実際は各住宅によって異なります。

<費用>

- ・月額利用料 36,000円～53,700円
住宅ごとに定める金額(利用料)をお支払いいただきます。
- ・別途、共益費として月額2,000円が必要です。
- ・利用料については、一定の条件の下、減額される場合があります。
- ・敷金、礼金、更新料等は不要ですが、退去時に居室の原状回復費用を負担していただきます。

<Q&A>

Q 近隣トラブルや滞納が原因による立ち退きの場合でも入居できますか？

A いいえ。建替えや取り壊しなどの理由により立退き要求を受けている場合に限りまので、上記のような理由では入居できません。

Q 生活相談員等はどのような支援やサービスを提供してくれるのですか？

A ご自宅に訪問して入居者の健康状態等を確認させていただくほか、生活に関係する保健や福祉などのご相談に応じます。

Q 緊急通報システムはどのような場合に利用するのですか？

A 体調不良で急を要する場合にボタンを押すと、通報を受けた警備会社が電話や現地対応により安否確認を行います。その他、生活リズムセンサー、火災・ガスセンサーなどにより異常を感知すると、自動的に警備会社に通報されます。なお、入居にあたり、必ずお一人以上は緊急時の連絡先となる方を確保していただきます。

Q 福祉住宅ではどのような行為が禁止されていますか？

A 他の入居者や近隣に対して騒音を出すなどの迷惑のかかる行為や動物の飼育、定められた場所以外での火気の使用などが禁止されています。これらの行為を行った場合には退去していただくことがあります。

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、各区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーションへあらかじめご相談ください。

● 軽費老人ホーム（ケアハウス）

基本的なサービス



<住まいの概要>

ケアハウスは、比較的低額な料金で高齢者に住まいを提供し、食事等の日常生活に必要なサービスを提供する軽費老人ホームの1つです。

家族と同居できない事情がある方を対象に、食事や生活相談等のサービスを提供し、自立した生活が確保できるよう、原則、個室で必要な支援を行う施設です。

<運営主体等>

市内の施設は、すべて社会福祉法人が設置・運営を行っています。

<対象者>

60歳以上で、身体機能の低下等により、自身で身の回りのことをするのに不安のある方で、家族から援助を受けることが困難な方が入所できます。

<主なサービス内容>

入所者のケアに配慮しつつ、自立した生活が確保できるよう食事や生活相談などの必要なサービスを提供します。

ただし、施設によっては介護保険の指定を受けている場合があり、そうした施設においては、介護保険サービスを受けながら生活できます。



写真はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

入所者1人1か月当たりの基本利用料は、①サービスの提供に要する費用（人件費及び管理費等事務費相当）、②生活費（食材料費及び共用部分にかかる光熱水費相当）、③居住に要する費用の合算額以下となります。収入に応じて費用が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

<Q&A>

Q 食事や洗濯などの身の回りのことは現在できているのですが、高齢のため身体機能が低下しつつある場合は入所できますか？

A ケアハウスは、身の回りのことが自身でできることが条件となりますが、高齢などのため今後独立した生活に不安が認められる方も対象となります。

Q ケアハウスでも介護保険サービスを受けることができますか？

A 通常のケアハウスでは、介護保険サービスを使う必要が生じた場合、外部の訪問介護（ホームヘルプサービス）などのサービスを使う必要があり、改めて契約をしなければならない場合があります。

ただし、施設によっては、介護保険の指定を受けている場合があります。そうした施設においては、介護保険サービスを受けながら生活できます。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、入居を検討している施設のサービス内容を確認した上で、各施設に直接お申込みください。



家庭環境等の理由で自宅での生活ができない方の施設です

● 養護老人ホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

養護老人ホームは、「ご家族がいない」などの環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で養護を受けながら生活することが難しい方に、適切な生活支援を行い、自立した生活を送っていただくための公的な福祉施設です。

利用の際には、ご本人がお住まいの区役所に申請し、要件等を審査して、入所を決定します。

<運営主体等>

市内の施設は、すべて社会福祉法人が運営を行っています。

<対象者>

65歳以上の方で、経済的（所得制限があります。）及び環境的な理由によって在宅において生活することが困難と認められる方。

<主なサービス内容>

入所者のケアに配慮しつつ、自立した生活が確保できるよう食事や生活相談などの必要なサービスを提供します。

ただし、施設によっては介護保険の指定を受けている場合があり、そうした施設においては、介護保険サービスを受けながら生活できます。



写真はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

費用は、ご本人や家族の収入に応じて異なります。

<Q&A>

Q 入所条件の「経済的理由」とはどのような場合ですか？

A 次のいずれかに該当していることが求められます。

- ①生活保護法による保護を受けている世帯に属すること。
- ②ご本人及びご本人の生計を維持している方の市民税所得割課税額が非課税であること。
- ③災害その他の事情により、ご本人の世帯の生活が困窮していると認められること。

Q 入所後に長期療養が必要になった場合はどうなりますか？

A 寝たきりや病気により長期療養が必要となった場合は、原則退所しなければなりません。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入所を希望するときは、各区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーションに申請し、要件等の審査を受けて、入所決定に基づいて入所することとなります。



●グループリビング

基本的なサービス



<住まいの概要>

グループリビングは、10名程度の少人数で共同生活する住まいです。住宅内では、お互いの自由を尊重しながら、家庭的な雰囲気です立した暮らしを営みます。運営者側が生活者の暮らしを一方的に決めるのではなく、生活者が自らの意見を運営に反映できる自由度の高さが特徴です。

居住者一人ひとりが社会の構成員でありつづけられるように地域や人との繋がりを促進する地域に開かれた住まいです。

<対象者>

身の回りのことができるおおむね60歳以上の方です。

<運営主体等>

特定非営利活動法人等が運営を行っています。

<費用>

- ・家賃、共益費、食材料費、家事労働費(食事作り、共用部分の清掃等)

<市内住宅一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、入居を検討している住まいのサービス内容を確認した上で、直接お申込みください。



メモ

4

住み替えについて相談する

介護保険の在宅系サービス利用の流れ

介護が必要になっても住み慣れた自宅で暮らすために、介護サービスを利用することができます。ここでは、サービス利用の流れと其中で重要な役割を果たすケアマネジャーについて、ご紹介します。

<要介護・要支援の認定>

本人または家族等がお住まいの地区の区役所・地区健康福祉ステーション介護認定の窓口で申請し、認定調査員による訪問調査などを経て要介護・要支援の認定を受けます。

本人や家族が要介護・要支援認定を申請できない場合は、地域包括支援センターに申請の代行をしてもらえます！



<ケアマネジャー探し>

要介護の認定を受けた方は、地域の居宅介護支援事業所を探しましょう。居宅介護支援事業所は、ケアマネジャーの事務所として川崎市から指定を受けています。

要支援の認定を受けた方は、58ページ以降を参考にお住まいの担当の地域包括支援センターに連絡してください。



川崎市では、市が監修する冊子「ハートページ」に市内の居宅介護支援事業所の情報を掲載し、各区役所・地区健康福祉ステーションで配付しています！
また、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が運営するホームページ「介護情報サービスかながわ」では、区ごとに事業所を検索することができます！

<ケアマネジャーの訪問>

居宅介護支援事業所を見つけ、契約を行うと、ケアマネジャーが自宅を訪問します。介護サービスを利用するためのケアプランを作成する第1歩となります。ケアプランは、利用者本人の生活の課題を解決するための計画表で、介護サービスを利用するうえで重要な役割を持ちます。身体の状態や生活環境、使いたいサービスなど、さまざまなことを話してみましょう。

ケアマネジャーは、訪問時の内容から利用者の生活の課題を把握します(アセスメントの実施)。
これにより、ケアプランの原案が作成されますので、自身のことを正確に伝えられるよう、整理しておきましょう！



<サービス担当者との話し合い>

訪問時の内容から、ケアプラン原案が作成されます。内容がおおむね希望に沿っているときは、これをもとに利用者・家族等とケアマネジャーや各サービスの担当者、主治医などが話し合い（サービス担当者会議）を行い、具体的なサービス内容を検討します。

サービス担当者会議で利用者・家族等や各サービス事業者の役割が決まります。

ケアプランには利用者本人の目標も位置付けられますので、しっかり話し合いましょう！



<ケアプランの確定とサービスの利用>

ケアプランが確定すると、ケアマネジャーからプランが交付され、このプランにもとづいて、サービスを利用することになります。介護保険の在宅系サービスは、いくつかの種類がありますので、詳細は43ページから46ページをご覧ください。



サービス利用の曜日を変えたいなど、サービス内容の変更が必要な場合、ケアマネジャーまでご相談ください！

5

<モニタリング>

サービスを利用した結果について、月1回の頻度でケアマネジャーが自宅を訪問します。利用者の生活の課題について、解決の度合いを把握することで、ケアプラン見直しの必要性などを検討します。

サービス担当者会議で決まった利用者の目標が達成できているか、ケアマネジャーが確認します。

達成できているときは、改めて会議を行い、新しい目標を決めましょう！



介護が必要になったとき

コラム

住み慣れた自宅で生活しながら介護が必要となった場合、多くの方が複数のサービスを利用するうえ、家族や主治医との関係性など、その環境は複雑といえます。

このような高齢者の方へのケアは、関係者がチームとなって行う必要があります、ケアマネジャーは、そのチームの“まとめ役”といえるでしょう。

介護保険を使って受けることができるサービスです

介護保険の在宅系サービス一覧

次のサービスは、日常生活で介護を必要とする要介護・要支援の認定を受けた方が、状態の維持・改善を図るために受けることができる介護保険サービスです。

●自宅に訪問してもらって受けるサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)



要介護 1～5

要支援 1・2

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。
ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います（要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。下記コラム参照）。

訪問入浴介護



要介護 1～5

要支援 1・2

浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

訪問看護



要介護 1～5

要支援 1・2

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

訪問リハビリテーション



要介護 1～5

要支援 1・2

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

居宅療養管理指導



要介護 1～5

要支援 1・2

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導などを行います。

コラム

平成28年4月から、要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険の介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」は、川崎市が実施する介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」として実施しています。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行います。総合事業の実施により、高齢者の社会参加を促進し、要介護・要支援に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを目指します。

5

介護が必要になったとき

●日帰りで受けるサービス

通所介護(デイサービス)



要介護 1～5

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

要支援 1・2

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います（要支援 1・2 の方は、介護予防・生活支援サービス事業の利用となります。43ページコラム参照）。

通所リハビリテーション(デイケア)



要介護 1～5

介護老人保健施設や医療機関において理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

要支援 1・2

●一時入所して受けるサービス

短期入所生活介護(ショートステイ)



要介護 1～5

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

要支援 1・2

短期入所療養介護(ショートステイ)



要介護 1～5

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、看護・医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

要支援 1・2

●福祉用具のレンタル・購入

福祉用具貸与



要介護 1～5

車いす、特殊寝台（介護用ベッド）、歩行器等の貸与を受けることができます

要支援 1・2

※ 要支援 1・2 および要介護 1 の方については、利用者の状態から想定しにくい車いす、特殊寝台（介護用ベッド）等は原則として支給対象となりません。

特定福祉用具購入費の支給



要介護 1～5

入浴・排せつ等に要する福祉用具を購入した場合にその費用の一部を支給します。(支給限度額は毎年度 10 万円です。)

要支援 1・2

※ 指定を受けている事業者から購入した場合のみ支給対象となります。
※ 支給対象種目が定められていますので、事前に確認をお願いします。

●住宅改修

住宅改修費の支給



要介護 1～5

手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合にその費用の一部を支給します。(支給限度額は 20 万円です。)

要支援 1・2

※ 改修前に事前申請が必要です。工事をする前に必ずお住まいの地区の区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口にご相談ください。
※ 支給対象種目が定められていますので、事前に確認をお願いします。

5

介護が必要になったとき

コ ラ ム

特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給は、費用の全額を事業者へ支払った後に払い戻し(償還払い)を受けられますが、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から3割の自己負担で福祉用具購入・住宅改修を行うことができます。

ただし、この制度を利用するためには、受領委任払い取扱事業者として、本市に登録された事業者を選択する必要があります。受領委任払い取扱事業者の登録情報は、川崎市ホームページでご覧いただけます。

●地域密着型サービス

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることを支援するため、要介護・要支援の認定を受けた方が利用できるサービスです。なお、市内の事業所は原則として、川崎市の被保険者の方のみが利用できます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護



要介護 1～5

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問を行います。介護と看護が連携を図り、ヘルパーによる入浴、排せつの介護や、看護職員による療養上の世話や診療の補助などが受けられます。

夜間対応型訪問介護



要介護 1～5

夜間の定期巡回や緊急時など通報システムによる訪問介護サービスを行います。

地域密着型通所介護



要介護 1～5

利用定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

認知症対応型通所介護



要介護 1～5

要支援 1・2

デイサービスセンターにおいて、比較的安定した認知症の方に対し、入浴・食事等の支援や機能訓練を行います。

小規模多機能型居宅介護



要介護 1～5

要支援 1・2

利用者の様態や希望に応じて、随時「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。

複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)



要介護 1～5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供することにより、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

5

介護が必要になったとき

●介護付有料老人ホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

介護付有料老人ホームは、入居者に介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事及び健康管理などのサービスが提供される有料老人ホームのうち、介護保険が使用できる住まいです。

<運営主体等>

運営主体に制限はなく、株式会社や医療法人、社会福祉法人等、さまざまな主体が設置・運営を行っています。

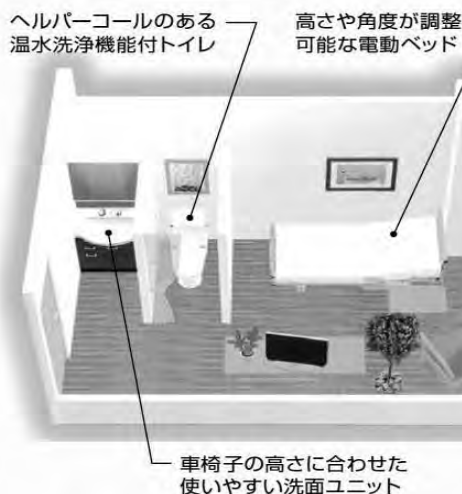
<対象者>

入居時の健康状態に関して、「入居時に自立」、「入居時に介護が必要」、「自立である方も介護が必要である方も可」という区分をして、入居者を募集している場合が一般的です。

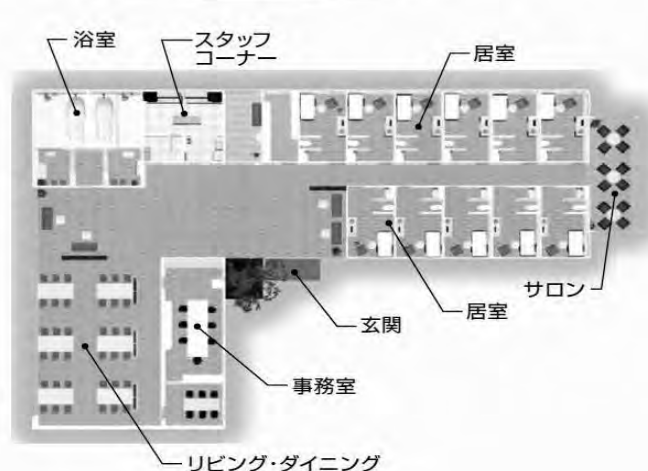
<主なサービス内容>

介護付有料老人ホームでは、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理などのサービスが受けられ、さらに、入居者が要介護・要支援となった際は、療養上のケアなどの介護保険サービスを受けられます。

居室のイメージ



共用部分のイメージ



出典：社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国特定施設事業者協議会、一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、高齢者住宅経営者連絡協議会の「消費者向けガイドブック」

居室又は共用部分はイメージですので、実際は各施設によって異なります。また、調度品等は実際には設置されません。

<費用>

月額利用料(家賃、食費)は、各ホームによって異なります。

ただし、ある程度の金額を前もって一括で支払う方式の施設もあり、その場合には月額利用料が低く抑えられます。

さらに、介護保険の利用料として、実際にかかる費用の1割から3割を負担する必要があります。要介護3の方で1割負担の場合、1か月(30日)で21,483円になります。※消費税8%時点

<Q&A>

Q 利用料は家賃、食費の他にどのような費用がかかりますか？

A 介護保険サービスを利用した場合、その利用料が必要となります。また、家賃、食費以外に管理費や光熱水費、日用品、新聞代などの費用が別途必要になります。具体的な費用は、各ホームにお問い合わせください。

Q ホーム入居中に入院した場合、またホームに戻る事はできますか。

A はい。原則として、契約を解除しない限り、退院したのちにホームへ戻ることができます(入院中も管理費等の一定の費用負担が発生する場合があります。)。ただし、入院が一定期間にわたった場合を契約の解除事由としている場合があります、注意が必要です。必ず重要事項説明書や入居契約書で確認してください。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、入居を検討している介護付有料老人ホームのサービス内容を確認し、ホームに直接お申込みください。

認知症の方が少人数で共同生活を送る住まいです

● 認知症高齢者グループホーム

基本的なサービス



<住まいの概要>

認知症高齢者グループホームは、認知症高齢者が家庭的な環境の中で、9人以下の少人数で共同生活する住まいです。比較的安定している認知症の要介護の方が対象で、共同生活のなかで入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練を受けられます。

なお、これらのサービスは、介護保険法上、認知症対応型共同生活介護として、居宅系サービスに位置づけられています。

<運営主体等>

原則として法人であれば、設置者に制限はなく、株式会社、社会福祉法人、医療法人、NPOなどが設置・運営を行っています。

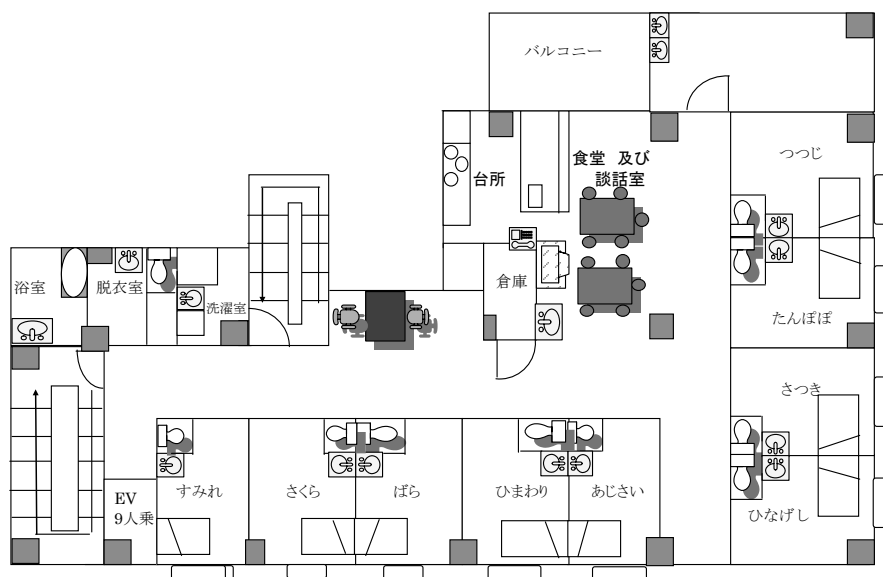
<対象者>

医師に認知症と診断され、要介護・要支援認定で要支援2、要介護1～5と認定された高齢者です。

なお、入居にあたっては、事業者は、入居者が認知症の状態にあることを主治医の診断書等で確認をとることとなっています。

<主なサービス内容>

5～9人の入居者を1つのグループとして、食事、入浴、排せつ等の生活全般のサポートや機能訓練を受けながら、家庭的な環境の中でスタッフとともに生活を送ります。



間取図または共用部分はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。参考までに、一般的な認知症高齢者グループホームを利用する場合、要介護3で、介護保険の利用者負担が1割の方の介護保険の利用料部分は1か月(30日)で26,307円です。

また、日常生活に要する費用として、食費・理美容代等とともに、別途、住居としての家賃、共益費及び食材料費が必要となります。※消費税8%時点

<Q&A>

Q 65歳未満でも医師に認知症と診断された場合は入居できますか？

A はい。介護保険の対象者であれば、入居は可能です。詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q なぜ共同生活なのですか？

A 認知症高齢者グループホームは、入居者が共同生活における家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うことにより、入居者の能力に応じた、自立した日常生活を営むことを目的とした施設のためです。

Q 医師のスタッフはいますか？

A 認知症高齢者グループホームの基準上、医師は配置されていませんが、看護師を配置した施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入居を検討している施設のサービス内容を確認した上で、各施設に直接お申込みください。

なお、認知症高齢者グループホームは、「介護サービス情報の公表」制度による情報の公表や「外部評価」制度による評価を受けなければならない、事業所ごとの情報や評価結果は、「神奈川県介護サービス情報公表センター」ホームページでみることができます。



常時介護を必要とする方の施設です

● 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

基本的なサービス



<住まいの概要>

特別養護老人ホームは、常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設です。

なお、特別養護老人ホームとは老人福祉法に規定された名称で、介護保険法上は「介護老人福祉施設」という名称の施設です。

<運営主体等>

市内の施設は、すべて社会福祉法人が運営を行っています。

<対象者>

原則として、要介護3～5の方が対象となりますが、要介護1・2であって、認知症や知的障害・精神障害などを伴い、日常生活が困難な方や、介護者がいない等の理由で十分な支援が期待できず、やむを得ない理由により介護サービスや生活支援も十分に受けられない方なども特例で対象となります。

<主なサービス内容>

- ・入浴・排せつ・食事等の介護等の日常の世話
- ・機能訓練
- ・健康管理
- ・日常生活のケア

また、原則として、①健康管理・療養上の指導を行う医師、②生活相談員、③介護職員・看護職員、④ケアマネジャーが、法令に定められた基準に基づき配置されています。



多床室(相部屋)フロア



個室(ユニット型)フロア

写真はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。低所得の方や、費用の負担が困難な場合は、利用者負担が軽減されることがあります。参考までに、要介護3で、多床室（相部屋）の場合の介護保険の利用者負担が1割の方は、1か月（30日）で22,898円で、個室（ユニット型）の場合は25,503円です。※消費税10%時点

また、日常生活に要する費用として、食費・居住費・理美容代等の負担があります。

<Q&A>

Q 入居の順番はどのようになっていますか？

A 川崎市では、特別養護老人ホームへの入居を希望されている方が定員数を上回っている状況にあります。そこで、入居者の選考の透明性や公平性を保つため、「特別養護老人ホーム入退居指針」を定めています。この指針は、国の通知に基づくものであり、本人の状況（要介護度）や、介護者の状況等をもとに必要性の高い方が優先的に入居できるようになっています。詳しくは、「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」を市ホームページなどでご覧ください。

※市ホームページにて、「特別養護老人ホーム」と検索してください。

Q 個室と相部屋のどちらになりますか？

A 川崎市では、入居希望者の意向が個室（ユニット型）と多床室（相部屋）に分かれていることや、大規模な福祉施設用地を確保するのが困難な状況を踏まえ、当面の間、個室（ユニット型）と多床室（相部屋）との組合せによる施設整備を行っています。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入居を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入居を検討している施設のサービス内容を確認した上で、下記申込先に直接お申込みください。

平成31年2月より、申込先を一元化しましたので、各施設への申込みは不要です。申込み様式につきましては、各区役所・支所で入手可能です。また、市のホームページからもダウンロードいただけます。

※市のホームページにて、「特別養護老人ホーム」と検索してください。

◇申込先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
川崎市老人福祉施設事業協会 事務局あて



「地域密着型介護老人福祉施設」という、定員29名以下の小規模の特別養護老人ホームもあります。対象施設は別冊をご覧ください。



病院から在宅生活への復帰を目指す方のための施設です

●介護老人保健施設

基本的なサービス



一部施設

<住まいの概要>

介護老人保健施設は、医療と生活の場を結びつけ、慢性期医療とリハビリテーションによって、在宅の生活への復帰を目指すための施設です。

施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で、介護や機能訓練等のサービスを提供します。

<運営主体等>

医療法人や社会福祉法人などが運営を行っています。

<対象者>

原則として、病状が安定しており、家庭への早期復帰をめざしている方で、リハビリテーション等を実施する必要がある要介護者（要介護認定で要介護1～5）の方です。

<主なサービス内容>

- ・入浴・排せつ・食事等の介護等の日常の世話
- ・医学的管理下での介護及び機能訓練
- ・リハビリテーション等の必要な医療
- ・日常生活のケア

また、原則として、①健康管理・療養上の指導を行う医師、②支援相談員、③介護職員・看護職員、④リハビリテーションスタッフとして、理学療法士、作業療法士、⑤ケアマネジャーが法令に定められた基準に基づき配置されています。



療養室イメージ



談話室イメージ

療養室等はイメージですので、実際は各施設によって異なります。

5

介護が必要になったとき

<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。参考までに、要介護3で利用者負担が1割の方であって、多床室を利用している場合、介護保険の利用料部分は、1か月（30日）で28,880円です。※消費税10%時点

また、日常生活に要する費用として、食費・居住費・理美容代等の負担があります。

<Q&A>

Q リハビリテーションとは具体的にどのようなことを行いますか？

A 立ち上がり・歩行などの基本動作訓練のほか、入浴・排せつ・食事などの日常生活動作訓練、温熱療法などによる痛みの緩和処置などを行い、家庭復帰や日常生活の自立をめざしたリハビリテーションを行います。

Q 介護老人保健施設に医師はいますか？

A はい。医師の配置が義務づけられており、医学的管理の下で利用者一人ひとりの状態や目標に合わせたケアサービスを受けられます。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入所を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入所を検討している施設のサービス内容を確認した上で、各施設に直接お申込みください。



介護を必要とする方の長期療養型施設です

●介護療養型医療施設

基本的なサービス



<住まいの概要>

介護療養型医療施設は、継続的な医療サービスを受けながら長期療養するための施設で、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練等の必要な医療を提供します。

介護療養型医療施設には、①療養病床を持つ病院、②療養病床を持つ診療所、③老人性認知症疾患療養病棟を持つ病院の3つに分かれます。このうち、老人性認知症疾患療養病棟は、重い認知症を抱える高齢者のための施設です。

<運営主体等>

医療法人等で療養病床を持つ病院や診療所が設置・運営を行っています。

<対象者>

①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護等のケア、④リハビリテーション等の必要な医療などいずれかのサービスを必要とする方で、病状が安定期にあり長期療養される要介護者（要介護認定で要介護1～5の方）です。

<主なサービス内容>

- ・入浴・排せつ・食事等の介護等の日常の世話
- ・看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、並びに療養上の管理
- ・リハビリテーション等の必要な医療
- ・日常生活のケア

また、介護職員・看護職員は、原則として、それぞれ入院患者6人に対して1人です。

介護療養型医療施設は、類型ごとに、法令で定められた基準に基づき、配置基準があり、共通部分としては、①医師、②介護職員、③看護職員、④ケアマネジャーがいます。



4床室

病床（4床室）はイメージですので、実際は各施設によって異なります。



<費用>

原則として、介護保険の利用料としては、実際にかかる費用の1割から3割を負担していただきます。参考までに、要介護3で利用者負担が1割の方であって、多床室を利用している場合、介護保険の利用料部分は、1か月（30日）で31,582円です。※消費税10%時点

また、日常生活に要する費用として、食費・居住費・理美容代等の負担があります。

<Q&A>

Q 介護療養型医療施設と病院の違いは何ですか？

A 介護療養型医療施設は、治療ではなく、療養を目的としています。

Q 病院への入院は必要ない状態なのですが、長期療養の必要がある場合に利用できますか？

A 利用できます。介護療養型医療施設では医療を行いながら、リハビリテーションを続ける施設となっています。

<市内施設一覧>

別冊をご覧ください。

<申込方法>

入所を希望するときは、ケアマネジャーに相談し、入所を検討している施設のサービス内容を確認した上で、医療機関にお申込みください。



「介護医療院」の創設について

「介護療養型医療施設」については、令和5年度末で設置期限を迎えることになっており、その転換先の一つとして「介護医療院」が創設されました。

「介護医療院」は長期間にわたる療養が必要な方が対象の施設であり、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設との機能を兼ね備えた施設です。

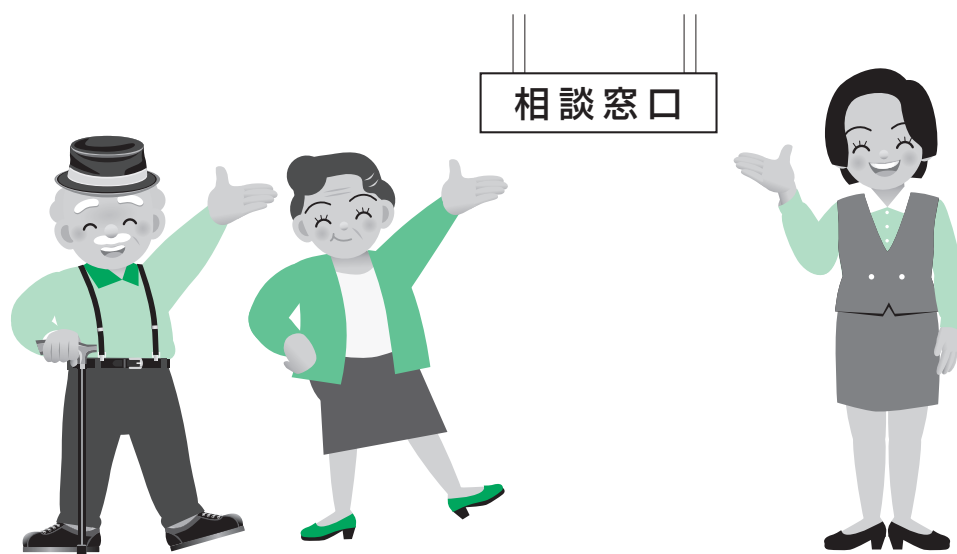
区役所等・地域包括支援センター一覧

(1) 区役所・支所

各区役所高齢・障害課や各支所（地区健康福祉ステーション）において、高齢者の在宅生活支援サービスなど高齢者福祉についての相談業務を行っています。

(市外局番044)

区・地区	① 介護認定について	② 介護給付について	③ 介護保険以外のサービスについて	FAX
川崎区	201-3282	201-3282	201-3080	201-3291
大師地区	271-0152	271-0161	271-0157	271-0128
田島地区	322-1990	322-1996	322-1986	322-1995
幸区	556-6655	556-6689	556-6619	555-3192
中原区	744-3179	744-3136	744-3217	744-3345
高津区	861-3263	861-3269	861-3255	861-3249
宮前区	856-3245	856-3238	856-3242	856-3163
多摩区	935-3185	935-3187	935-3266	935-3396
麻生区	965-5198	965-5146	965-5148	965-5206



(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者などが、住み慣れた地域で、尊厳を保ち、その人らしい生活を継続することができるように、介護サービスや医療サービスなどの様々なサービスを利用する際に、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職種が介護予防のためのケアプランの作成や、総合的な相談などの支援を行っています。

地域包括支援センター一覧

(令和4年4月現在)

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
川 崎 区	桜寿園	川崎区桜本2-39-4 ☎287-2558 FAX287-2577	桜本、追分町、浜町、鋼管通、 田島町、浅野町、南渡田町、池上町、 扇町、扇島
	恒春園	川崎区小川町10-10 ☎211-6313 FAX223-1240	貝塚、元木、南町、池田、日進町、 下並木、堤根、京町1・2丁目、 小川町
	ビオラ川崎	川崎区小田栄2-1-7 ☎329-1680 FAX322-2553	渡田、渡田向町、渡田東町、小田栄、 渡田新町、渡田山王町、 小田1丁目
	大師の里	川崎区日ノ出2-7-1 ☎266-9130 FAX266-9131	大師河原、東門前、昭和、大師町、 大師本町、殿町、田町、江川、日ノ出、 出来野、塩浜、小島町、浮島町、夜光、 千鳥町、水江町、東扇島
	しおん	川崎区本町1-1-1 ☎222-7792 FAX222-7796	本町、榎町、堀之内町、宮本町、 東田町、砂子、駅前本町、 富士見1丁目、宮前町、新川通、 鈴木町、港町、旭町、境町
	京町	川崎区京町2-15-6 神和ビル3階 ☎333-7920 FAX333-7938	大川町、小田2～7丁目、浅田、 京町3丁目、田辺新田、白石町
	大師中央	川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ104 ☎270-5112 FAX287-5562	台町、大師公園、中瀬、四谷下町、 四谷上町、観音、池上新町
	大島中島	川崎区中島2-3-2-101 ☎201-8831 FAX201-8834	富士見2丁目、中島、大島、 大島上町
	藤崎	川崎区藤崎4-20-1 矢口ビル1階 ☎270-3215 FAX270-5682	川中島、藤崎、伊勢町、大師駅前

6

区役所等・地域包括支援センター一覧

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
幸 区	幸風苑	幸区都町64-1 ☎556-4355 FAX511-3511	幸町、中幸町、堀川町、大宮町、 柳町、南幸町、都町、神明町
	夢見ヶ崎	幸区南加瀬1-7-14 ☎580-4765 FAX742-8040	小倉(小倉1-1以外)、南加瀬
	かしまだ	幸区新塚越201 ルリエ新川崎6階 ☎540-3222 FAX540-3220	古川町、新塚越、下平間、矢上、 北加瀬、鹿島田
	しゃんぐりら	幸区東小倉6-1 ☎520-3863 FAX520-3861	遠藤町、戸手本町、塚越、紺屋町、 新小倉、新川崎、東小倉、 小倉1-1
	みんなと 暮らす町	幸区東古市場116-12 ☎520-1905 FAX520-1906	小向、小向東芝町、小向仲野町、 小向町、小向西町、東古市場、 古市場、古市場1・2丁目
	さいわい東	幸区戸手4-1-9 ☎555-1411 FAX555-1412	戸手、河原町
中 原 区	すみよし	中原区木月祇園町2-1 ☎455-0980 FAX455-0883	木月住吉町、荻宿、大倉町、西加瀬、 木月、木月大町、木月伊勢町、 木月祇園町、井田三舞町
	こだなか	中原区上小田中3-21-20-101 ☎798-2332 FAX755-5656	下新城、新城中町、新城、上新城、 上小田中
	ひらまの里	中原区上平間611-1 ☎544-4012 FAX544-3961	上丸子山王町、上丸子、下沼部、 中丸子、上平間、田尻町、北谷町
	みやうち	中原区宮内1-25-1 ☎740-2814 FAX740-2816	上丸子八幡町、新丸子町、丸子通、 上丸子天神町、宮内、等々力、 小杉陣屋町、小杉御殿町
	いだ	中原区井田2-27-1 ☎751-6661 FAX751-6385	井田中ノ町、井田、井田杉山町、 下小田中
	とどろき	中原区今井南町8-5 アイテック武蔵小杉101 ☎281-3666 FAX281-3616	新丸子東、市ノ坪、小杉町、 今井南町、今井仲町、今井西町、 今井上町

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
高 津 区	わらく	高津区千年141 ☎799-7951 FAX799-7952	千年新町、千年、子母口、明津
	すえなが	高津区末長1-3-13 ☎861-5320 FAX861-6194	末長、新作
	陽だまりの園	高津区諏訪2-10-15 ☎814-5637 FAX814-5636	二子、瀬田、諏訪、北見方、 下野毛
	溝口	高津区溝口1-6-10 てくのかわさき 3階 ☎820-1133 FAX822-0500	溝口、久本、坂戸
	ひさすえ	高津区久末410 エムアール久末1F ☎797-6531 FAX797-6540	蟹ヶ谷、久末、東野川、北野川
	樹の丘	高津区久地4-19-8 3階 ☎820-8401 FAX820-8402	宇奈根、久地、下作延
	リ・ケア向ヶ丘	高津区向ヶ丘130-9 ☎865-6238 FAX865-6239	梶ヶ谷、上作延、向ヶ丘
宮 前 区	みかど荘	宮前区西野川3-39-11 ☎777-5716 FAX777-1193	梶ヶ谷、南野川、野川台、野川本町、 西野川
	鷺ヶ峯	宮前区菅生ヶ丘13-1 ☎978-2724 FAX976-6470	水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、 初山
	富士見プラザ	宮前区南野川1-8-11 ☎740-2883 FAX777-3239	東有馬、有馬
	レストア川崎	宮前区犬蔵2-25-9 ☎976-9590 FAX976-9591	鷺沼、土橋、犬蔵
	フレンド神木	宮前区神木本町5-12-15 ☎871-1180 FAX877-2800	五所塚、平、白幡台、神木本町
	宮前平	宮前区馬絹6-20-4 ☎872-7144 FAX852-3377	小台、宮前平、宮崎6丁目、馬絹
	ビオラ宮崎	宮前区宮崎2-8-32 コスモ宮崎台102 ☎948-5371 FAX948-5372	けやき平、南平台、神木、宮崎、 宮崎1～5丁目

区	名 称	所在地 連絡先(市外局番044)	担当地域
多摩区	長沢壮寿の里	多摩区三田1-8-11 パート8 1階 ☎935-0086 FAX935-0093	東生田、枳形5～7丁目、東三田、三田、長沢
	多摩川の里	多摩区中野島6-13-5 ☎935-5531 FAX935-3511	和泉、布田、中野島、生田1～3丁目
	太陽の園	多摩区栗谷2-16-6 ☎959-1234 FAX959-1233	南生田、西生田、栗谷
	菅の里	多摩区菅北浦3-10-20 ☎946-5514 FAX946-3432	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、菅馬場1・2丁目、菅城下、菅北浦
	しゅくがわら	多摩区宿河原6-20-19 ☎930-5151 FAX930-5911	宿河原3～7丁目、堰、長尾3～7丁目
	よみうりランド 花ハウス	多摩区菅仙谷4-1-4 ☎969-3116 FAX969-3160	菅馬場3・4丁目、寺尾台、菅仙谷、枳形1～4丁目、生田4～8丁目
	登戸	多摩区登戸1891 第3井出ビル3F ☎933-7055 FAX933-7077	登戸新町、登戸、宿河原1・2丁目、長尾1・2丁目
麻生区	柿生アルナ園	麻生区上麻生5-19-10 ☎989-5403 FAX988-9774	白山、王禅寺西5～8丁目、上麻生、上麻生5～7丁目、下麻生1丁目
	栗木台	麻生区栗平2-1-6 小田急マルシェ栗平1F ☎987-6505 FAX380-7970	細山、金程、向原、栗平2丁目、栗木台、栗木、南黒川、黒川、はるひ野
	虹の里	麻生区王禅寺963-26 ☎986-4088 FAX986-1027	王禅寺、虹ヶ丘、早野、王禅寺東3～6丁目、下麻生、下麻生2・3丁目
	片平	麻生区白鳥1-9-20 ☎986-4986 FAX986-4987	片平、白鳥、五力田、古沢、岡上、栗平1丁目
	百合丘	麻生区東百合丘3-17-4 るーむら麻生2F ☎959-6522 FAX712-0202	高石4～6丁目、百合丘、東百合丘
	新百合	麻生区上麻生3-14-20 つくしの里内 ☎969-3388 FAX969-0200	王禅寺西1～4丁目、王禅寺東1・2丁目、上麻生1～4丁目
	高石	麻生区千代ヶ丘1-2-9 ☎959-6020 FAX959-6021	多摩美、高石1～3丁目、万福寺、千代ヶ丘

ホテル縁道

～縁をつなぐ道の宿～



ホテル縁道は江戸時代、東海道五十三次の宿場町川崎舎から総鎮守である稲毛神社に向かう参道だった場所に位置します。その為、様々な「縁」が生まれる宿を目指します。

お部屋タイプはスタンダードフロアではビジネスに最適なセミダブルルーム、ツインルーム

上層階のコンセプトフロアでは東海道川崎宿をイメージした日本らしいデザインでご観光でご宿泊の皆様にお寛ぎ頂けるお部屋をご用意しております。

またホテル1階の縁道食堂では縁側のような小上がり席等、開放的な空間で朝食からランチ、夜は居酒屋としてご利用頂けます。

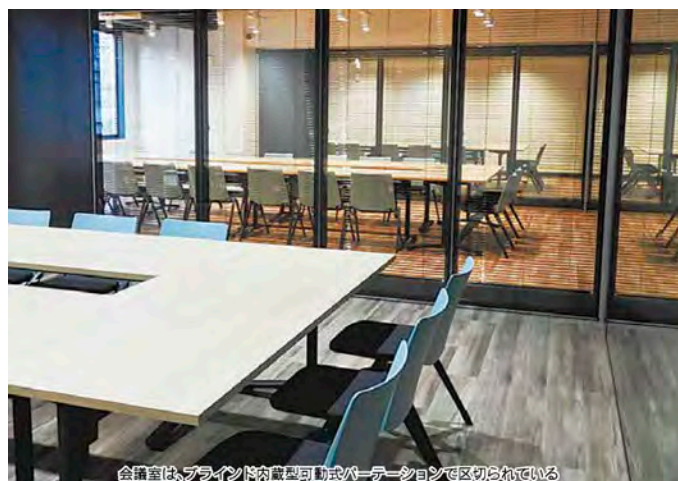
ACCESS

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町2-25
TEL 044-589-5858 FAX 044-589-5848
www.enmichi-office.com

■京急川崎駅から徒歩4分 ■JR川崎駅から徒歩10分



ワーキングスペース縁道 Tel.044-244-4811

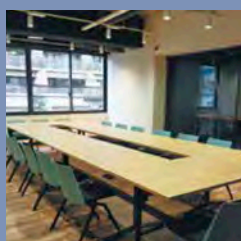


会議室は、ブラインド内蔵型可動式パーテーションで区切られている

仕事、趣味、セミナー、イベント、様々なシーンで活用できるミーティングルームを備えたワーキングスペースです。

会議室は、間仕切りを移動でき大会議室は最大60人、小会議室は最大20人まで収容可能。コワーキングスペースも併設でテレワーク等の個人でのご利用も可能です。

Wifi、モニター、コピー機、音響設備完備、
1時間からご利用可能です。



〒210-0001
川崎市川崎区本町2丁目7番地1
www.enmichi-office.com
営業時間8:00 ~ 22:00

■京急川崎駅から徒歩8分
■JR川崎駅から徒歩10分
■ラゾーナ川崎から徒歩10分



株式会社 山根工務店

〒210-0001川崎市川崎区本町2丁目7番地1
TEL:044-244-4811 FAX:044-244-4815

明治35年に山根組として川崎市に誕生しました。120年以上の歴史と実績を基に、皆様の土地の有効活用、既存建物の建替え等のご相談をお受けしています。

株式会社 ヤマネ総合サービス

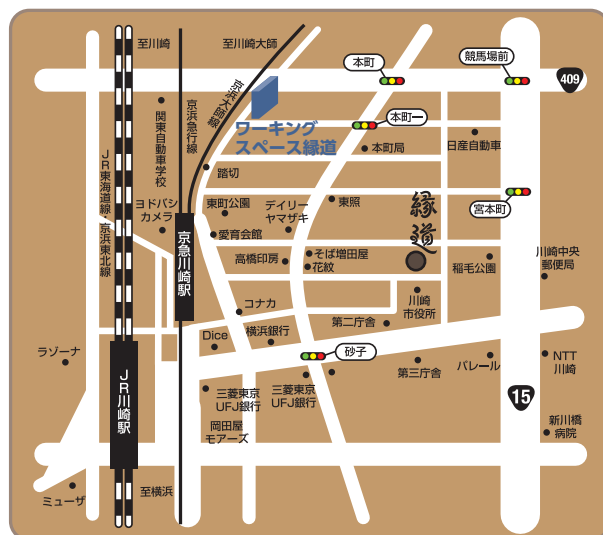
TEL:044-221-5077 FAX:044-221-5078

山根工務店のリフォーム部が独立した会社です。リフォームだけではなく、日常の建物管理事業から賃貸物件の入居募集に関わる不動産事業まで執り行っています。

株式会社 ディーエムアール

TEL:044-752-3120 FAX:044-244-4815

不動産の開発・コンサルティングを主たる業務としている会社です。各種ご相談をお受けしております。お客様のお悩みに対応した専門家を選定し、最善の解決方法をご提案します。



1 高齢期の住まいを選択する前に

2 高齢期の多様な住まいやサービス(制度)を探す

3 今の自宅で暮らす

4 住み替えについて相談する

5 介護が必要になったとき

6 区役所等・地域包括支援センター一覧

川崎市健康福祉局長寿社会部
まちづくり局住宅政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-2111(代)

(健)高齢者事業推進課 TEL.200-2652

(栞)住宅整備推進課 TEL.200-2996

令和4年(2022)年4月発行